

☐ 給与支払報告書
☐ 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

現年度	新年度	両年度
特別徴収義務者 指 定 番 号		
宛 名 番 号		
連 絡 先	部 署	
	担 当 者	
	電 話	

フリガナ		(イ) 徴収済税額	未徴収税額 (ウ) = (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由 (該当するものにレ印を付けてください。)
氏 名					
生年月日		月分	月分		☐ 退職 ☐ 長欠 ☐ 転勤 ☐ 死亡 ☐ 休職 ☐ 給与少額による特徴不能 ☐ 給与支払いが不定期
受給者番号		月分	月分		
個人番号		月分	月分		
1月1日の住所	豊田市				
異動後の住所					

未徴収税額 (ウ) の徴収方法を A、B、C から選択し、レ印を付けてください。

※新勤務先記入欄

☐ A 転勤・特別徴収継続	未徴収税額 (ウ) を新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合
新特別徴収義務者	
所在地 又は 住所	〒 -
フリガナ	
名称又は氏名	
個人番号又は法人番号	
連絡先	部 署 担当者 電 話
月割額	円を 月 日 納期限の 月分
新特別徴収義務者指定番号	☐ 新規 新受給者番号
特別徴収税額の納入方法 (該当する納入方法にレ印をつけてください。)	☐ 納入書使用 ☐ 地方税納入サービス使用

☐ B 一括徴収	未徴収税額 (ウ) を特別徴収義務者が給与から徴収する場合
一括徴収した税額は 月 日 納期限の 月分とあわせて納入します。	
一括徴収の理由 (○印で囲んでください。)	1 異動が12月31日以前で、申出があったため 2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため
一括徴収税額 (「ウ」の金額)	円
● 1月1日～4月30日の間に退職等する場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。なお、上記期間以外の退職についてもできる限り一括徴収をお願いします。退職後出国予定の方は特に御協力をお願いします。	

☐ C 普通徴収	未徴収税額 (ウ) を本人が支払う場合
一括徴収しない場合は、該当するものにレ印を付けてください。	
☐ 1 異動が12月31日以前で、一括徴収の申出がないため ☐ 2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため ☐ 3 死亡による退職のため	
※ 新受給者番号の記入がない場合は、任意番号を設定します。 ※ 事業所用の控えはありませんので、必要な場合は複写等してください。 (控えが必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。)	
(市処理欄) 連絡せん作成 / 転勤先納入書事前送付 (月分)	
異動理由	
期 割	済 月 期 点検 入力

【御注意】
載せずに、新勤務先に送付してください。また、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載してください。